

# (仮称)川崎市議会基本条例(素案)に対する意見募集の実施結果

## 1 概要

本市議会では、議会基本条例制定に向け、分権時代にふさわしい議会のあり方について協議を進めてまいりました。この間、「1 議会の役割の明確化」、「2 議会と議員の位置付けの明確化」、「3 必要な環境・体制整備の実施」などの項目について、他都市で制定された議会基本条例を調査するなどし、議会基本条例制定を目指して議会のあり方や基本理念について協議を進め、「(仮称)川崎市議会基本条例素案」をまとめ、平成21年4月23日から1ヶ月間、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

## 2 パブリックコメント手続き

- ◆意見の募集期間：平成21年4月23日(木)から平成21年5月22日(金)まで
- ◆意見の提出方法：電子メール、FAX、郵送、持参
- ◆意見の周知方法
  - (1) 市議会ホームページに掲載
  - (2) 情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所、出張所、行政サービスコーナー、市民館、図書館、市民ミュージアム、生涯学習財団、議会局議事調査部議事課でパンフレット等を配付
- ◆意見提出件数及び意見数

提出件数	意見数
15件 【内訳】 電子メール 5件 FAX 9件 郵送 0件 持参 1件	123件 【内訳】 電子メール 13件 FAX 69件 郵送 0件 持参 41件

## 3 項目別意見提出状況

項目	寄せられた意見の件数
前文	10
第1章 総則	2
目的	(2)
条例の尊重等	(0)
第2章 議会及び議員	16
議会の役割及び活動原則	(6)
議員の役割及び活動原則	(8)
会派	(2)
第3章 議会と市長等との関係	4
市長等との関係の基本原則	(1)
議会への説明等	(2)
議決事件	(1)
第4章 議会運営	11
会議等の運営	(8)

委員会の活動	(1)
会議における質疑応答等	(2)
第5章 市民と議会	33
市民との関係	(27)
広報の充実	(2)
会議等の公開	(4)
第6章 議会の体制整備	6
議会機能の強化	(3)
調査機関の設置	(1)
議会局	(1)
議会図書室	(1)
第7章 他の条例との関係等	9
他の条例との関係	(4)
条例の見直し	(5)
素案全般	6
その他（素案の内容以外のものも含む）	26

パブリックコメントで寄せられた意見の概要

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
前文	<p>●素案前文で、「より一層市民に開かれた議会を目指す」とされ、第2章で、議会・議員とも「市民への説明責任を果たす」、「各区の実情等把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること」、などとされています。理念条例としてでも、この事項は川崎市民としては関心が高いと思われるので、もう一步踏み込んで、より具体的に5W1Hで、その手法、手順を記述して頂きたいと思えます。</p> <p>●「前文」で市議会の定義を「議事機関」、「意思決定機関」としているが、2つの定義は異なるのか、2つの定義は必要なのか。</p> <p>●「前文」に『地方公共団体』の文言が使用されている。確かに、憲法第8章の「地方自治」には『地方公共団体』の文言が使用されているが、「地方分権」がすすむ現在は「地方自治体」あるいは「地方政府」との文言が主に使用されており、将来に向けた「議会基本条例」においては、少なくとも『地方自治体』を使用してほしい。</p> <p>●前文中「市民の負託に応える」の部分を「市民の信頼に応える」などに改める。負託という言葉は（権限などを）任せ任せたことだけを意味するものであり、これでは住民主権ではなくすべて任せてしまったようにも読むことができる。前文の「負託」の部分を、例えば「信頼」など、誤認の生じない言葉に改める。</p> <p>《条文の文言に対する意見》</p> <p>○「<del>……の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり……</del>」⇒文書を整理し、簡潔にすることを提案する。</p> <p>○「<del>……住民自治、……</del>論点、争点を明らかにする討論の場としての、<del>……市民参加を含めた……</del>」⇒「住民自治、市民参加、討論の場」は前文で必須の要件であるため、文言を追加することを提案する。</p> <p>○「<del>行財政能力</del>」⇒「行財政」は議会への直接的衝撃ではなく、スケールも小さい。地方分権－自治運営－住民自治－参加が大きな流れである。</p> <p>○「<del>……地方公共団体の議会の</del>持てる権限を更に強化十分に発揮して……」 ⇒「議会の権限の強化」は一方向的表現で前文として不適切であるため削除することを提案する。</p> <p>○「<del>……そして議会の構成員である……</del>」⇒冗長な表現を削除することを提案する。</p> <p>○前文に「議員の役割と身分上の位置づけの明確化」とあるが、議員の身分上の位置づけについての規定が見当たらない。前文は条例の飾りではなく、条例の精神を述べている場所である。精神があって、実体がないのは不自然であるから、「と身分上の位置づけ」の文言は削除する。</p>	<p>⇒議会運営に係る具体的な手法及び手順等については、本条例の趣旨を尊重し、会議規則や委員会条例に基づき実施していくものですので、今後の議会運営を協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒議会は、執行作用は行わず議決作用を行うという意味では議事機関であり、予算、条例等について議会の意思決定により地方公共団体の方向を位置づける意味での意思決定機関です。</p> <p>⇒法令用語としては、通常『地方公共団体』の文言が使用されています。</p> <p>⇒議員は選挙により選ばれた市民の代表であることから、「市民の負託にこたえる」ことが求められ、議員の位置づけを示す言葉として適切であると考えます。</p> <p>⇒議事機関としての議会、意思決定機関としての議会については、前文及び第2章でそれぞれ規定しています。したがって、本条例案は憲法、地方自治法の趣旨に基づいたものであり、御指摘の趣旨を十分に尊重したものと考えます。</p> <p>⇒第2章の「議員の役割及び活動原則」にて規定していますので、前文との整合性は図られると考えます。</p>

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
第1章 総則 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「・・・二元代表制の下、・・・」⇒「二元代表制」を本文の第一に入れ、条例文全体を覆うために追加することを提案する。</li> <li>○「・・・担う役割等・・・」⇒「担う役割等」は表現を明瞭にするため、文言を追加することを提案する。</li> </ul>	<p>⇒前文に記述しているので、第1章での規定は必要ないと考えます。</p> <p>⇒「担う役割等」は条文上の「基本的事項」に含まれているので「在り方等」という表現が適切であると考えます。</p>
条例の尊重等	意見なし	-

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
<p>第2章 議会及び議員</p> <p>議会の役割及び活動原則</p>	<p>●住民参加、多様な広聴制度の実行 【多様な広聴手段を主権者たる住民へ提供する必要がある。以下、広聴手段の提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査制度の創設（広く市民を対象とした広聴手段）</li> <li>・ 議長への手紙制度の創設（比較的議会に関心の高い市民を対象とした広聴手段）</li> <li>・ 議員提出議案に対するパブリックコメントの実施</li> </ul> <p>●議会の活動原則、役割、権限について、川崎市議会が創設的に規定する権限はないはずである。憲法と地方自治法の規定に従い《自由に》行うことこそ、時代の変化に柔軟に対応して必要な措置をとっていく地方自治体にふさわしい。</p> <p>≪条文の文言に対する意見≫</p> <p>○「・・・審議及び審査により、<b>論点、争点を明らかにするとともに、合意形成に努め、条例の制定及び予算の決定等、市の意思決定を行うこと。</b>」⇒「審議及び審査により意思決定する」わけではない。論点、争点の明確化－合意形成－意思決定がプロセスであり、代表例は市議会の「意思決定」が判るようにするために文言を追加することを提案する。</p> <p>○「・・・<b>とともに、説明に対する市民の意見を聴くこと。</b>」⇒説明責任は広聴も含むはずであるため、文言を追加することを提案する。</p>	<p>・ ⇒制度（条例）として位置づけることについては、今後十分な議論が必要であると考えます。</p> <p>・ ⇒議会に対する新たな提案であり、制度（条例）として位置づけることについては今後十分な議論が必要と考えます。</p> <p>・ ⇒議員提出議案の内容や必要性等を総合的に判断し、議会として実施の可否を決定していきたいと考えます。</p> <p>⇒憲法と地方自治法の規定の範囲で、議会の活動原則、役割、権限について定めています。本条例は、議会及び議員の役割を明確にし、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにすることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与する決意で制定するものです。</p> <p>⇒審議及び審査の方法については、第4章に規定しています。</p> <p>⇒説明責任の中には、市民の意見を聴く意味も含まれていると考えており、文言の追加は必要ないと考えます。</p>

<p>議員の役割及び活動原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あなたがた議員は条例で「自己研鑽に努める」「説明責任を果たす」などと書かなければ研鑽も説明もしないのか。では今まで、議員として地元で何も活動してこなかったのか。市民の声を聞きます届けます、といった選挙ポスターの文言は全て嘘ということになるが、そう理解していいのか。</li> <li>●「議員の役割及び活動原則」で、委員会の定義を行っている。しかしこの書き方では委員会の中に「市議会の会議」も含まれてしまうように思うのだが、いかがでしょう。</li> <li>●「前文」の中段に『議員は、市民の負託に応えると共に』との記載があり、これが議員の位置付けである。したがって、「前文」の2行目、あるいは、第2章の「議員の役割及び活動原則」の『市民の代表として』は『市民の負託を受けた者として』と記載すべきである。</li> <li>●文中の「市民の代表」という言葉について、憲法、地方自治法には、地方議員が「市民の代表」ということは、どこにも書かれていません。違う言葉に変え「代表」は使わないようにして下さい。</li> </ul> <p>《条文の文言に対する意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、・・・。」 ⇒これまでと重なる冗長な表現を削除することを提案する。</li> <li>○「・・・議案等の審議、審査等自由かつ達な討論を通して行うとともに、合意形成に努めること。を行うこと。」 ⇒「審議、審査等」だけでは表現として不十分であると考え、文言を追加することを提案する。</li> <li>○「・・・を含め、市全体の状況の把握に努めるとともに、多様な市民の意見を的確に判断し、市政に反映させること。」⇒部分をみるとともに、全体をみるのも議員の役目と考え、文言を追加することを提案する。</li> <li>○「・・・とともに、説明に対する市民の意見を聴く・・・」⇒説明責任は広聴も含むはずであると考え、文言を追加することを提案する。</li> </ul>	<p>⇒本条例は、議会及び議員の役割を明確にし、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにすることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与する決意で制定するものです。 したがって、議員の活動原則として「市民への説明責任を果たすこと」、「不断の研さんに努めること」を規定したものです。</p> <p>⇒「市議会の会議」が「委員会」の略称に含まれるように見えるため、「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）」に修正します。</p> <p>⇒議員は選挙により選ばれた市民の代表として、議会の構成員となり、活動するものとされています。</p> <p>⇒議員の役割と身分上の位置づけに関するものとして、必要な規定と考えます。</p> <p>⇒第4章「会議等の運営」で規定しています。</p> <p>⇒議員の活動原則で「市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。」と規定しています。</p> <p>⇒説明責任の中には意見を聴く意味も含まれていると考えます。</p>
<p>会派</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ページ4「議員の役割～活動原則」、「会派」関連において、非会派議員が市民への説明責任をはたし、職務遂行できるように、非会派議員の議案に対する討論の場の確保が必要だと思えます。会派議員と非会派議員でできる事の差があるのは、おかしいです。</li> <li>○「・・・、議会活動の原則にもとづき、・・・」⇒「会派活動の原則は議会活動に従属」を明瞭化するために、文言を追加することを提案する。</li> </ul>	<p>⇒具体的な議会運営に対しての御意見であり、今後、協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒1項目めに「議会活動を円滑に実施するため」と規定していますので、2項目めに改めて規定する必要はないと考えます。</p>

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
第3章 議会と市長等との関係 <b>市長等との関係の基本原則</b>	≪条文の文言に対する意見≫ ○「議会は、 <del>二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし</del> ・・・」⇒これまでと重なる冗長な表現を削除することを提案する。	⇒市長等との緊張関係を保つことを明確にするためには、必要な文言であると考えます。
<b>議会への説明等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3章の「議会の説明等」の3項目に、『市長は、・・・市議会の政策提言の趣旨を尊重する』とあるが、より重要なのは、『市議会の議決（意思決定）に従う』ことであり、「議会と市長等との関係」の肝心な点が抜けていると思うので、追加すべきと思う。</li> <li>●「予算の調整に当たっては・・・関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる市議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする」とあるが、各議員が予算に対して、審議で問いただし、最終的に本会議で反対票を投じればよい。そこに議会の意思が示される。なぜ、こんな条項が必要なのか理由は簡単である。各議員の予算要求を、市長にあらかじめ予算に盛り込ませることで、議会での審議を放棄し、総与党化の馴れ合い政治をやれるようにするためである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒議会が本市の意思決定機関であることは前文でも述べており、市長がその決定に従うことは当然ですが、この項目は、予算の調製や重要な施策の作成等に当たっては、それらに関連する決議等の議会の政策提言の趣旨を尊重することを規定しているものです。</li> <li>⇒市長等が、議会の政策提言の趣旨を尊重し、予算の調製や重要な施策の作成等に当たることは必要なことであるため規定しました。</li> </ul>
<b>議決事件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議決事件を決める必要があるなら、それを規定する条例を制定せよ。それだけでよい。            一条本条例は川崎市議会の議決する事件を定める。二条議決する事件は左の通りである。附則本条例は・・・から施行する。これだけで済む。</li> </ul>	⇒地方自治法第96条第2項による議決事件の追加は、議会の基本的な事項と位置づけ、本条例に規定しました。

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
<p>第4章 議会運営</p> <p>会議等の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 討論から意思決定までの自由討論の習慣【議会内部固有の課題として、議員自らが考え、内部改革を実行し住民にいち早く報告する。】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の自由討論の習慣（議案審査における活発な議員間討議、活発な議員（委員会）提出議案）</li> </ul> </li>   <li>・ 会派の位置付け（情報の公開、会派での討論・意見の開示及び集約に至った理由の説明、議決に関する会派拘束の原則廃止）</li>   <li>● あなた方は、条例できめなければ、「議員間で活発な討議」をしないのか。或いは、そういう条例がなかったから、いままで活発な討議をしてこなかったのか。してきたなら、なぜわざわざ時間と経費と労力をかけて、更には市民に余計な時間と労力と経費をかけて意見を出させるという負担を強いてまで、条例をつくるのか。</li>   <li>● 第4章「議会運営」の中に「文書質問制度」を入れてほしい。中間の議論ではあったけれど素案には入っていない「文書質問制度」、会議で質問しなくても、文書で質問して回答が議事録と同等に記録に残されるということだと理解しています。本会議で質問するようなことかと思われる地域個別陳情を質問して時間が費やされるより、重要課題を議会では議論してほしいと思います。一方では個別陳情も議論し確認して実行することが必要でしょうということで、必要な機能だと思います。</li>   <li>● 本会議における「文書質問制度」を入れてほしい。本会議のビデオを時々見てて思うのですが、議題をこなすだけになっていてほとんど論議を行うというようにはなっていないと思います。それだと傍聴者もつまらないと思います。「文書質問」を発言と同じ位置づけにして本会議ではもっと論議する時間を多くしていくようにすればもっと本会議の傍聴者も増えるのではないのでしょうか。</li> <li>● 本会議、委員会運営の見直し【議会運営上の個々の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表質問、一般質問を文書質問化（本会議圧縮、委員会審議の充実）</li> </ul> </li> <li>● 簡易な質問方法を用意すること。 <p>口頭による質問、発言も重要だが、それと併用できる従来の方法より迅速で確実な質問・発言方法（例えば文書の提出などによる）を用意することが必要と考え提案する。なお、こうした質問等は議事録に残ることが重要なので、従来より用意されている簡易な方法があるならば、それを議事録に残すような仕組みを整えることで対応可能と考える。</p> </li>   <li>● ページ5、6に「円滑」という言葉が入っている事について、「円滑」は、使用しない方がよいと思います。議会は理想的には、いろいろな意見を出し合い、対立する時でも決めてゆくところですので「円滑」（まるくなめらかに）という言葉はおかしいのではないのでしょうか。特に「議会基本条例」中には「円滑」を使うのはおかしいと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ⇒ 議員相互間の活発な討議について規定していますが、議案や請願等の審査において、常任委員会では質疑の後、議員間討議を行っています。条例制定後、具体的な議会運営については協議していきませんが、その際の参考とさせていただきます。</li>   <li>・ ⇒ 第2章で会派の結成及び役割について規定することにより、議会における会派の位置づけを明確にするものですが、会派活動の具体的内容については、それぞれの会派の自主性に委ねられるべきものと考えます。</li>   <li>⇒ 議案等の審議や審査に当たり、これまでも議員間の討議が実施されてきましたが、活発な議員間討議は会議の運営上重要なものとの考えから規定しました。</li>   <li>⇒ 文書による質問については、プロジェクトでも協議され、方法等の工夫次第では市長等に質問していく際の有用な手段となりうることに異論ないとの結論に達しています。しかし、まだ多くの課題があるため、今後の検討課題とさせていただきます。</li>   <li>⇒ 議員相互間の活発な討議を行い、議論を深め、より良い政策をつくり上げることは重要ですが、同時に、議会における会議等の目的を限られた時間の中で達成</li> </ul>

	<p>思います。</p>	<p>するためには、円滑かつ効率的な運営は必要であると 考えます。</p>
<p>委員会の活動</p>	<p>●あなたがたは、条例で決めなければ「委員会のもつ専門性」も生かそうとせず、「調査研究に基づく政策を立案」もしてこなかったのか。条例がなければやらないのか。それでは、いままでやって来たことは何なのか。何のために、市(市民)は、あなた方に報酬と政務調査費、費用弁償を支払ってきたのか。</p>	<p>⇒委員会の持つ専門性を生かし調査に基づく政策を立案することや市長等に対して政策提言を行うことは重要な事項と考えていますので、本条例に規定しました。</p>
<p>会議における質疑応答等</p>	<p>●反問権、討論権の創設【意見及び提案について、市長等との討論を行う機会を議会として設置（市長等に討論権を認める）すること。】</p> <p>●会議のあり方についても、必要ならその条例を制定すればよい。</p>	<p>⇒市長等への反問権の付与については、プロジェクトでも協議され、議員が市長等に質疑又は質問するいわゆる「質問権」を規定するとともに、「反問権」という表現ではなく、市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言を行うことを規定することとしました。なお、市長等は議案等の提案説明や答弁の際に、執行機関としての考え方を十分述べていると考えます。</p> <p>⇒議会のそれぞれの会議の設置目的を達成するために、議員相互間で活発な討議を行い、円滑かつ効率的な運営をすることや会議における質疑応答については、本条例に規定すべき事項と考えます。</p>

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
<p>第5章 市民と議会</p> <p>市民との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民との対話としての「議会報告会」の開催【住民を対象とした「議会報告会」を各区、複数の場で、少なくとも年1回開催する。また、住民あるいはNPO等の市民団体を対象とした「政策検討会」を必要に応じて随時開催する。】</li> <li>●「少なくとも年1回、区毎に議会として市民向けの説明会を行う」という内容を「市民と議会」の章に追加してほしい。選挙で選んだからといって、4年間をお任せにしたわけではありません。きちんと市民の声を代弁していると言えるよう、議会と市民が対話する、市民の声を吸い上げる方法を充実させる必要があります。市民が地域のことに関心を持っていかなければ、いろんな意味で困難な時代に地域を再生させていくことはできないと思いますが、広い川崎市では地域課題については、区毎に考えるのが適当だと思います。素案でも「市民への説明責任を果たす」と言っているのですから、この項目をぜひ入れてください。</li> <li>●議会と住民との距離を縮めて市民の参加を促すため、「議会のあり方検討プロジェクト」でも検討され、「議会基本条例」に関する市民の会合でも要望が多かった、「区選出議員」から「区民」への議会報告あるいは意見交換場の設定については、「第5章」の「市民と議会」への記載が見送られている。具体的な仕組みは今後の検討課題にしても、その必要性は「市民との関係」に記載すべきではないか。なお、「市民との関係」の規定に、努力目標の表現である『努めるものとする。』が使われている理由は何か。</li> <li>●第2章及び第5章に「市民への説明責任を果たす」あるいは「広報の充実」とあることを「少なくとも年一回、区毎に議会としての住民向けの説明会を行う」という文言を追加していただきたい。</li> <li>●地域で増大する期待や要請に迅速かつ的確・適切に応えるためにも、また市民への説明責任を果たした合意形成の質を高めるためにも、住民との対話の場を定期的に設けるなど、私たちの意思を汲んだ自治体運営のための仕組みを設けることが必要と考えます。また、市域にかかわる課題ばかりではなく、各区毎の課題も増大している。報告会は川崎区のみで実施するのではなく、各区において実施するなど、各区民との対話の場も併せて設ける必要があると考える。</li> <li>●3pの「議会の役割及び活動原則」に「議会は、・・・、市民への説明責任を果たすこと」とあり、また4pの「議員の役割及び活動原則」には「議員は、各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること」とある。そこで6pの「市民との関係」に「市民との意見交換会」を開催することを定めて欲しい。市議全員が一堂に会しての意見交換会の開催は不可能であろうから、各区で「区選出の議員と区民との市政についての意見交換会」を行うのである。それなら実行可能であろう。実際いくつかの区では市民団体により「区選出議員と市政を語る会」が行われているのであるから。</li> <li>●「市民と議会」の章に、少なくとも年1回の各区毎で、区選出の全議員が参加の上での、市政報告の開催を明記していただきたい。理由は、さらに進む分権の流れに中では、川崎市独自の政策決定がされていくこととなります。それに際して、市民、議会、行政のコンセンサスをとっていくことが、重要になってきます。市民に「開かれた議会」とは、広報等の充実に限らず、私たち市民に政策の決定過程が見えることでしょうか。最終的には政策決定は市民が委託した議会に委ねられますが、その過程で広く市民の中で討議することで、政策決定過程に市民が参加していくこととなります。そしてこういうことが、コンセンサスを形成する上で、最も重要になっています。</li> <li>●市民の議会活動への「参加」とは何を意味するのか。自治基本条例の文言から考えると市民が政策過程の全てに、議員と対等に直接に「参加」できることでなければならない。従って市民にも議場での発言、裁判員制度同様の評決権、質問権等が認められなければならない。つまり議員を選挙する意味はなくなる。議員は不用になる。</li> </ul>	<p>⇒「議会の役割及び活動原則」及び「議員の役割及び活動原則」を協議した際、「議会報告会」については、「意見交換の場」として議論しましたが、現時点では議員または会派が市民との意見交換を実施することにより、市民への説明責任を果たしていくことが必要と考えます。</p> <p>また、現在各区で開催されている区議団会議や区民会議の今後の活用や、常任委員会としての位置づけていくことの可能性等の議論も行われましたが、各区で実施されている区選出議員による会議等の位置づけを明確化することが困難であること、全区での設置がなされていないこと等、現状では多くの課題があるとの意見も出され、意見の一致がみられなかったため、条例素案には規定するに至りませんでした。</p> <p>なお、各区での会議の活用方法や具体的な議会活動への市民の参加の内容については、今後協議すべき課題と認識していますので、議会運営のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒市民の多様な意見を把握するとともに、市民の議会活動へ参加する機会を確保することを規定したものであり、具体的な議会活動への参加の内容については、今後協議します。</p>

- また自治基本条例の市民の定義からすると、川崎市に住民票を持たないもの、外国人、未成年者、団体も市民であるから、これらが「参加」する議会とは、憲法・地方自治法に違反する議会となる。
- 5章の「市民と議会」は、2章とか最初に持ってくるべきではないでしょうか。市民とのかかわりを最優先にすべきと感じました。
- 第5章「市民と議会」を、第3章「議会と市長等との関係」の前に移動する。市議会の力の源泉は、選挙で市民から選ばれたことだから、市民との関係は重要です
- 『議員は、市民の負託を受けた者』であり、「第5章」は「第3章」の位置に置かれるべきである。かかる提案については、「中間報告」後の「骨子案」に対してもなされたと聞いているが、それが受け入れられなかった理由は何か。
- 第5章「市民と議会」を第2章「議会及び議員の後に持ってくる。二元代表制は市民が市長と議会を選んでおり、市民から権限を委託されていると考えるからです。前文にも「より一層市民に開かれた議会」とあります。
- 第5章「市民と議会」を、第2章「議会と議員」のあとにもってきてほしい。  
理由「議会は市民の代表として」、と書いてありますが、それは選挙で選ばれたら四年間おまかせをするという意味ではなく、日常的に議会として市民の意見を反映するような努力が必要だと思います。とりわけ地方議会の場合は重要だと思います。市民との関係を変えることが重要だと思います。その意味で第五章を前にもってきてほしいと思います。
- 本素案には第5章として「市民と議会」が示されていますが、この章を第3章の前に移していただきたい。理由は、本素案前文には、「分権時代にはふさわしい、開かれた議会」を目指すことが明記されています。この点が本議会基本条例素案における最も大事な方向性だと理解します。市民に「開かれた議会」を目指すのであれば、「市民と議会」の重要性を、本素案の文脈として体现することが必要と考えます。
- 請願・陳情を市民からの「政策提案」と位置づける。【請願・陳情を「住民提案」と考える。そして委員会審議において提案者に発言の機会を与える。また、請願・陳情という言葉も「住民提案」に変えるために、「住民提案条例」を策定することを議会基本条例に規定する。】
- 「市民と議会」の章に、「請願陳情者に議会で発言する機会を与えるよう努める」ことを入れてほしい。請願陳情者はその内容について一番実情を知っていて、専門性も持っている可能性もあるので、議員さんが代弁するより本人が説明する方が適切なこともあると思います。
- これまでも、「陳情者」「請願者」の「委員会」「本会議」での発言については、市民から求められていると聞いている。具体的なルールは今後の検討課題にしても、その必要性は「市民との関係」に、参考人や公聴会とは別項目として記載すべきではないか。
- 請願について、提案者等との意見交換の機会を設けること。
- 請願審査の時などは、請願者や当事者に発言の機会を与えてほしい。他の自治体では、このような機会を与えられているところもあると聞きました。ぜひ御検討ください。
- 住民参加、多様な広聴制度の実行  
【多様な広聴手段を主権者たる住民へ提供する必要がある。以下、広聴手段の提案】
  - ・参考人、公聴会制度の利用（従来からの制度の活用）

⇒第5章「市民と議会」を第3章以前に移動することについては、議会基本条例の素案作成の際、協議しましたが、前文の記述の流れとの関係から第5章としました。

⇒請願・陳情については、住民提案だけではないとの認識から、住民提案条例を策定するまでの議論には至らなかったもので、本条例に規定することは困難であると考えます。

⇒請願・陳情に対する意見陳述の必要性については、議会運営委員会でも継続審査として引き続き検討している状況です。なお、これまでも参考人制度の活用や聴聞会、懇談会を必要に応じて開催するなど、適宜活用していますが、今後それらの活用方法について検討させていただきます。

⇒・より開かれた市民に分かりやすい議会運営を行っていくため、参考人、公聴会制度については、今後必要に応じて活用していきます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴人発言制度の創設</li> <li>・議会モニタ制度の創設（モニタの公募）</li> <li>・アドバイザーボード制度の創設</li> </ul> <p>●条例に規定しなければ、参考人や公聴会の制度を活用しないのか。</p> <p>≪条文の文言に対する意見≫</p> <p>○「・・・議会活動に参加する機会を<b>を設置する</b>ものとする。」</p> <p>○「・・・参考人及び公聴会の制度を<b>積極的に活用する</b>ものとする。」⇒すべてが必須事項であり、努力目標ではないため、文言を追加することを提案する。</p>	<p>⇒・傍聴人発言制度の創設、議会モニタ制度の創設、アドバイザーボード制度の創設については、新たな制度の提案であり、法制度上の課題や条例に規定する必要性も含め、今後の議会運営のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒参考人制度等を活用するなど、市民と議会との関係については、本条例に規定すべき事項と考えます。</p> <p>⇒第5章の表現で規定上問題ないと考えます。</p>
<p><b>広報の充実</b></p>	<p>●条例に規定しなければ、議会は広報のあり方を「不断に検証」しないのか。また議員は有権者に対して議会活動を「積極的」に「公開」も「発信」もしないのか。なんのために、政務調査費をつかって「議会だより」のようなものを発行しているのか。</p> <p>≪条文の文言に対する意見≫</p> <p>○「・・・積極的な公開及び発信に努め、<b>説明責任を果たす</b>とともに、・・・」⇒すべてが必須事項であり、努力目標ではないため、文言を追加することを提案する。</p>	<p>⇒広報の充実については、本条例に規定すべき事項と考えます。</p> <p>⇒広報の充実については、第2章で規定している説明責任の一つの手段として考えられることから、説明責任を果たすことについて、ここでの規定は必要ないと考えます。</p>
<p><b>会議等の公開</b></p>	<p>●「市民と議会」の章の「会議等の公開」の説明に記述している「傍聴者が会議資料を閲覧することができるようにするなど」を、本文に入れてほしい。</p> <p>●情報開示、公開の原則を規定する。【議会及び委員会において使用する資料は原則として傍聴者へ貸与し、かつ、会議終了後、速やかにHPへ公開すること。】</p> <p>●会議資料の傍聴人への提供はよいことだが、議員が審議につかう資料を全部、何人来るかも判らぬ傍聴人用に準備することは経費の無駄である。また傍聴人の全員が資料を必要とするわけでもない。しかしこのような規定は、全員分用意しないと「環境整備に努めていない」との非難を正当化することになるが、宜しいか。</p> <p>●川崎市議会に請願を出して、委員会を傍聴したことがあります。まず議員や市職員の発言が聞こえにくく、傍聴者にも聞こえるような机の配置にしてください。また、議員に配布されている資料を傍聴者にも配布してほしいです。</p>	<p>⇒傍聴者が会議資料を閲覧することができるようにするなど、より充実した傍聴しやすい環境の整備の具体的内容については、今後、協議します。</p>

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
<p>第6章 議会の体制整備</p> <p>議会の機能の強化</p>	<p>●バックヤード機能の強化【議会局職員の人材育成及び人事交流、附属機関・調査機関の活用】</p> <p>●議会の機能強化についても、わざわざ条例に書かなければ、地方自治法の規定も活用する気がないのか。</p> <p>≪条文の文言に対する意見≫</p> <p>○「議会は、意思決定後の市長等の事務の執行の監視及び評価並びに意思決定、政策立案及び・・・」⇒監視及び評価が自己目的ではなく、意思決定が第一優先事項と考えるため、文言を追加することを提案する。</p>	<p>⇒議会局職員の人材育成や人事交流については、議会活動を補佐する議会局の強化につながるものであり、具体的内容については、今後協議します。</p> <p>また、附属機関の設置については、設置すべきとの意見がある一方、議会と附属機関の関係、法的課題及び他都市の取組状況等を注視する必要があるとの意見が出され、意見の一致がみられなかったため、規定しないこととしました。調査機関の活用については、地方自治法で規定されている専門的知見の活用の具体的方策として、議会が必要と認めるとき、議決により設置できる規定としましたが、具体的内容については、その際、協議することとなります。</p> <p>⇒議会の機能強化については、本条例に規定する必要がある事項と考えます。</p> <p>⇒議会の監視及び評価の機能は意思決定後のみではなく、また、意思決定に関する議会の機能を強化するとの表現は何を指すのか具体性に欠ける表現と考えます。</p>
<p>調査機関の設置</p>	<p>●調査機関が必要なら、別途簡潔な条例制定すればよい。</p>	<p>⇒調査機関の設置については、本条例に規定する必要がある事項と考えます。</p>
<p>議会局</p>	<p>●議会局、図書室についても、わざわざ条例に書かなければ、地方自治法の規定も活用する気がないのか。</p>	<p>⇒議会活動を補佐する議会局の機能強化、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化は、本条例に規定する必要がある事項と考えます。</p>
<p>議会図書室</p>	<p>●議会図書室への市政資料の納本義務について定めるとともに、司書機能の強化などについても検討する必要があると考える。また、市立図書館に対しても同様の環境整備が必要と考える。</p>	<p>⇒市政資料の議会図書室への納本義務規定については、現在の議会図書室の収蔵状況や執行部側が納本すべき図書を選択、司書設置の必要性等今後検討すべき課題が多いことから、議会のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p>

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
<p>第7章 他の条例との関係等</p> <p><b>他の条例との関係</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議会定数などの条例は議員・委員会が提出するとありますが、市長からの提出・付議を認めないのであれば、地方自治法の条例直接請求との関係から、問題があるものと考えます。なお、市長の提出・付議を認めるのであれば、この規定の意味はないものと考えます。</li> <li>●議員定数等に関して、市長に改廃の議案提案権がないという規定は、二元代表制に反する。住民によって選挙される市長が議員定数の削減・増加、報酬の削減・増加などを提案してはいけない、というのは議会の住民に対する越権である。</li> </ul> <p>●なぜ、議員定数、政務調査費、議員報酬及び費用弁償等について、わざわざ「議会基本条例」と名づけた本条例で規定しないのか。既存条例があるなら、それを廃止して本条例に一本化をなぜしないのか。それでいて、個別条例の制定で済む調査機関の設置や機能強化については、大掛かりな本議会基本条例で規定しているのはなぜか。</p> <p>≪条文の文言に対する意見≫</p> <p>○「前項の条例について、・・・提出するとともに、制定し、又は改廃する案の策定に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。」⇒議会だけではなく、幅広く意見を聴取すべき事項と考えるため、文言を追加することを提案する。</p>	<p>⇒この規定は、本条例と議会及び議員に関する他の条例との関係を示したものであり、市長からの条例提出や直接請求を阻害するものではありません。しかし1項目めの条例の制定、改廃であっても、地方自治法の規定による直接請求等もあり得るので、原則として議員又は委員会から提出する意味とするため、「・・・提出する。」を「・・・提出するものとする。」に修正します。</p> <p>【修正案】</p> <p>○ 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。</p> <p>⇒本条例は議会のあり方としての基本理念を明らかにして基本的事項を定めるため制定するものです。既に規定されている他の条例等を制定、改廃するときは、本条例の趣旨を尊重することも併せて規定し、本条例と他の条例の関係を示しています。また、調査機関の設置等の規定については、議会の体制整備の一つの方策として規定しました。</p> <p>⇒公聴会制度、参考人制度などの市民意見聴取については、条例の制定、改廃の際必要に応じて活用するものとなりますが、第5章「市民との関係」で規定しました。</p>
<p><b>条例の見直し</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●条例の見直しについて、今後継続討議していくことを明確にしてほしい。今回の「議会基本条例」はあいまい表現が多いと感じます。実際に運用していく中でもっといいものにしていくという意思が感じ取れるような表現にしてほしいと思います。</li> <li>●「条例の見直し」に『必要に応じてこの条例の見直しを行う。』とあるが、「憲法改正」の議論でも明白のように、「見直しの手続」を明確に規定していなければ、先送りになることが目に見えている。例えば、見直しの発議の条件、手続、議決の条件、などは具体的に記載されることを求めたい。</li> <li>●今後の議論を担保する仕組みづくりとその仕組みができたなら、逐次議論を公開してもらいたいという要望。</li> <li>●見直し規定は当然だが、そもそも不要な条例はつくらないことである。</li> <li>●10pの「条例の見直し」では、時間を2年か3年に区切って条例の見直しをするべきである。この条例は基本条例と言いながら非常に短い時間でここまで突き進んできた。走りながら考え、考えながら創り、創りながら変えていく精神でここまで来たものと推察できる。「必要に応じて見直しを行う」では、すぐにでも見直しを期待す</li> </ul>	<p>⇒今後、議会改革を推進していく中で、本条例の目的と社会情勢や市民から寄せられる意見等を十分に精査し、必要に応じて条例を改正するものです。したがって、改正までの具体的な期間や改正手続等はその必要性が生じた段階で、地方自治法や会議規則等の規定を踏まえ行いたいと考えます。</p>

る市民が多数出てくるであろう。しかし、せっかく制定したのであるから2年ないし3年は使い、市民の意見の集約をしてから落ち着いて見直す方が良いと思う。

条例素案条文	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
素案全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この条例の必要性です。地方自治法 96 条 2 項に基づき議決事件を追加していますが、この部分以外は、特段条例化すべき必要性は認められません。抽象的な理由はありますが、具体的な理由は示されていません。内容についても、当たり前のことが当たり前に書かれているだけであって、条例化する必要はなく、このような条例に時間を費やすのは無駄であると考えます。</li> <li>●この条例の必要性がわからない。あってもなくてもよいものは、ないほうがよい、制定にかかる経費と時間と労力の無駄である。</li> <li>●そもそも市議会議員は「中選挙区的」すなわち人物を基礎に選ばれているのだから、党議拘束をかけることがおかしい。そうした間違った慣行を改めていくことが、「地方分権時代」の要請である。そのためには条例は必要ない。あなた方の内規を変えればいいことで、市民の意見を聞くという、市民に時間と経費と労力の無駄を強制する必要はない。</li> <li>●本条例には「努める」という文言が多い。必要なことを必要なときに的確に実行していく、という地方自治本来のあり方から逸脱し、中学高校の生徒手帳の「生活の心得」まがいの「議員心得」を条例化したからである。つまり不用品なのである。不用品を時間と労力と経費をかけてつくるのは、あなた方に「コスト意識」がないからである。それこそが問題ではないか。</li> <li>●本条例は制定の必然性、必要性、妥当性が一切ない。制定にかかわる一切の行為が、税金の無駄遣いである。必要のない条例に意見を言うという無駄な負担を市民に強いた議員は、市民に対して「謝罪と償い」をしなければならない。その第一歩は、条例制定企画の破棄である。</li> <li>●理念だけに終わらせず、これからの具体的な取り組みを決意し、実践すること。</li> </ul>	<p>⇒この条例は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方としての基本理念を明らかにして基本的事項を定めるもので、議会としてその必要性を十分認識しています。</p> <p>⇒この条例は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方としての基本理念を明らかにして基本的事項を定めるものです。今後この条例の趣旨を十分に尊重し、具体的な議会運営については協議します。</p>

条例素案項目	寄せられた意見（概要）	議会としての考え
<p>その他 （素案の内容以外のものも含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本条例の制定にあたり、特別委員会を設置し、公開審議を行うこと。（P 2、4行目以降）【議会の議決を経た特別委員会を設置して、制定内容を検討し、特別委員会は公開（傍聴、議事録の公文書開示等）の場とすること。】</li> <li>●条例制定にあたり、住民説明会を実施し、住民との討論を進め、条例策定の審議へフィードバックすること。</li> <li>●6月議会ですす「（仮）議会改革推進委員会」を設置し、ここに「川崎市議会基本条例案」を「素案」から「パブリックコメント」を得た検討内容と共に報告する。</li> <li>●今後の議論は公開してほしいです。今の素案はあいまいな部分、足りない部分が多いので、さらに議論を深める必要があると思いますが、今後は市民も傍聴・参加できるように公開の議論にしてほしいと思います。</li> <li>●「基本条例」の制定に際しては、全ての当事者が関与し得る策定過程が必要である。ついては、これまで非公開で進められた「議会のあり方検討プロジェクト」の審議過程を開示すること、それが不都合であれば本条例策定過程に本意見募集の結果を踏まえて素案修正の余地を残すとともに、市民と協議検討する場を設けるなどして市民との意思疎通を図るなど、市議会側から積極的に情報開示し、市民との意思疎通を図ることを求める。</li> <li>●意見集約について、本条例が開かれた議会を目指すということであれば、なお一層各区選出議員が市民に公正及び透明性を高めるために、説明責任を果たし、意見交換をする場（例：タウンミーティング等）を設ける場を作るという手法も一考かと。</li> <li>●各区で基本条例素案の説明会を開催し、市民の意見を広く聞いていただきたい。その時の市民の意見とパブリックコメントに寄せられた意見を公開し、市議会としてそれらの意見を一つひとつについて、どのように検討したかを広報していただきたい。</li> <li>●会議の公開というが、この条例案の検討の会議についてはどうしたのか。まず議員数の1/12で提案して特別委員会をつくり、公開の場で議論してくるべきだったのではないかと。条例制定過程は「市民参加」もなく、秘密にこっそり進めてきたことと、この条例をつくらなければならないという思想と、どう整合性がとれているのか。</li> <li>●各区に特別委員会を設置すること。【これまでの常任委員会に加え、各区に特別委員会を設置する。また、軌道に乗った段階で常任委員会にする】</li> <li>●現在の市議会においてもその役割を分担・分権し、各区単位での判断・対応が適した課題について協議するための区毎の議会または協議会などの場を設けることで、市域に共通する課題と、各地域（区）に根差した課題の両方に応え得る体制を築くことが必要と考える。</li> <li>●住民への議会情報の報告書として、「議会白書」を作成すること。【会議録の内容を政策ごとに分類し、政策中心に編集した「報告書」を体系化し、さらに議員の政策研究、行政計画、統計資料等を加えることにより、「議会白書」として、各議会終了後に作成し、開示する。】</li> <li>●本会議、委員会運営の見直し【議会運営上の個々の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の改組（予・決特を常任委員会化）</li> <li>・常任委員会の見直し（地域別、政策別常任委員会の設置）</li> </ul> </li> </ul>	<p>⇒議会の役割の明確化、議会と議員の位置づけの明確化、必要な環境・体制整備の実施など、議会のあり方の協議に当たっては、最初に議員としての立場から主体的・自律的に協議し、議論の整理を行い、その後、改めて市民の意見を伺うことで、その成果を最大限のものとする必要があるとの考えから、各会派の代表者によるプロジェクトで一定程度議論がまとまった時点で協議・検討の成果を中間まとめとして発表し、条例素案がまとまった段階でパブリックコメントを実施するという方法をとったものです。発表した資料については、市議会ホームページに掲載しており、これまでの協議で使用、配布した資料等はすべて公開の対象となっています。</p> <p>前文にもありますが、より一層市民が開かれた議会を目指していくことは、大変重要なことと考えます。本条例制定後、具体的な議会運営等の課題を協議する際には、いただいた意見を参考に、条例の趣旨に沿った対応を図っていきます。</p> <p>⇒プロジェクトでも協議された内容ですが、各区に特別委員会や常任委員会を設置するに当たっては、現在の常任委員会との役割分担や運営方法等、今後十分に議論しなければならない課題等があることから現状では設置することは困難と考えます。なお、御指摘の内容については、今後の議会運営のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒新たな御提案であり、今後の議会運営のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒プロジェクトでも協議された内容であり、今後の議会運営のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「本会議」では、提案・主旨説明のみでなく、各派の賛成討論（議会改革への姿勢や「議会基本条例」の改善点への今後の取り組みの決意など）を経た後に、採決を行う。</li> <li>●設置された「（仮）議会改革推進委員会」を恒久的な委員会として、6月議会後も傍聴可能で議事録が取られる公開される議会改革を検討する会議として、継続的に開催する。</li> <li>●「（仮）議会改革推進委員会」で6月議会後に早急に検討すべきは、「団長会議」、「正副委員長会議」、「全員説明会」の位置付けである。非公開で議事録を取らないのであれば、非公式な会議と位置付け、『議案は、正式な「委員会審議」と「市議会討議」を経なければ採決できない』とする。正式な会議と位置づけるのであれば、基本的には公開で議事録は必ずとるものとする。 その他、「検討プロジェクト」や「パブリックコメント」で提案されたが、合意に至らなかった課題、今後の検討として先送りされた課題、について整理して、可能であれば、どのようなスケジュールで検討と結論を出すかを、成立時と同時に発表する。</li> <li>●『議案は、正式な「委員会審議」と「市議会討論」を経なければ採決できない』との規定は、本来「議会のあり方」として当然だが、今までの慣例でこれが疎かにされているとすれば、「川崎市議会基本条例」に書き込むべきと思う。</li> <li>●広報（周知）について、期間が短すぎ、方法も現行のやり方では認知、浸透されない。もっと期間をとり、丁寧な周知方法をとられては。</li> <li>●質疑応答等について、従前の代表質問については、事前通告制（御用聞き？）が一般的で、予定調和スタイルで緊張感、インパクトが足りない。市側と議会（員）がガチンコ勝負の即時一問一答方式で論戦をする緊張感、インパクトある質疑応答を期待。</li> <li>●議会の傍聴について、麻生区から議場までは遠く不便である。公正性及び透明性を高める意味で、時には市民サービスで移動議会を開催するという事は。</li> </ul>	<p>⇒議員提出議案の本会議での取り扱いについては、本条例も含め、議会運営委員会で協議することとなりますので、その際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒御提案の「（仮）議会改革推進委員会」の設置の必要性も含め、今後の議会運営のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒「正副委員長会議」及び「全員説明会」については、平成21年4月から川崎市議会会議規則にて議会の正規の会議として、また公開対象の会議として位置づけています。なお「団長会議」については、会議の位置づけや会議の内容等からさまざまな課題がありますので、会議規則に位置づけていません。 プロジェクトで課題となった事項やパブリックコメントで提案された内容等について、今後議会のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒議員提出議案の取り扱いについては、議会運営委員会で協議し、決定します。</p> <p>⇒意見募集に当たっては、4月23日から1ヶ月間にわたり各区役所、支所、出張所、市民館、図書館等へ意見募集のチラシ等を配付するとともに、市議会ホームページでもその内容を掲載し、本市のパブリックコメント手続きに準じて実施しました。</p> <p>⇒市議会では平成4年第3回定例会から一般質問で、また、平成5年第1回定例会から予・決算審査特別委員会で一問一答方式による質疑応答を実施しています。 なお、代表質問での一問一答方式の導入については、今後の議会運営のあり方を協議する際の参考とさせていただきます。</p> <p>⇒移動議会を開催するに当たっては、会議を開催するための環境整備（議席及び傍聴席の確保、録音設備等必要な機器の設置、セキュリティ、執行部側からの出席者の移動等）や会議開催場所の選定等多くの課題が考えられます。したがって、本市議会では市議会ホームページでのインターネット中継や区役所ロビーでの中継を実施しています。</p>
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政務調査費について、議員諸氏は福祉向上及び市勢の発展のために寄与する政策形成、立案のためには勇気を持って問題になっている調査費について果敢に挑戦してください。</li> <li>●議員定数は現行63人で、いろいろ議論はあると思いますが、現在の経済状況から議員の努力で定数削減やむなし。</li> <li>●議員報酬については、議員定数と事由同じ。報酬カット、すみません。</li> <li>●定例会（会期）回数について、現行年4回（1回約30日）で他都市に比べに数が多いような気がします。会期を縮小して集中審議で中身の濃い議会を期待。</li> <li>●討議の中では、この部分は問題があると発言している議員の方が、決議になると賛成しているということをよく見かけます。なぜ問題のある箇所を（部分的に）修正してよりよいものを作ろうということにならないのでしょうか。党の決議で縛られているからでしょうか。市民の生活に密着している市議会ですから、党の決定に拘束されることなく、個人の意見で賛成・反対の態度表明をし、少しずつでも原案を修正し、市民の生活にとってよりよい条例をつくって欲しいと思います。</li> <li>●市議会本会議の傍聴も時々行きます。私が加入していた組合では、大会の時にいくつか修正案が出て、その一つひとつについて意見を交わし、賛成・反対の意見を両方出してから一つずつ採決をとっていました。なぜ、市議会で修正案が出ないのか不思議でなりません。1ヶ所反対なら反対の態度表明をせざるを得ないのでしょうか。それとも、問題点に目をつぶって賛成するのでしょうか。各党が修正案を提出し、一つずつ討議して採決していけば、より良い結論を出していけるのではないのでしょうか。</li> </ul>	<p>⇒御意見として伺います。</p> <p>⇒御意見として伺います。</p> <p>⇒御意見として伺います。</p> <p>⇒プロジェクトでも会期等の見直しについて議論されましたが、現在の委員会運営など議会運営に与える影響が多岐にわたることから、今後引き続き協議していきたいと考えます。</p> <p>⇒御意見として伺います。</p> <p>⇒御意見として伺います。</p>
--	--	--